

指定管理者選定委員会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 公の施設に対する指定管理者の導入に関する審査及び指定管理者の候補者の選定に当たり、施設の効率性、選定の公平性及び透明性の確保を図るため委員会を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 公の施設に対する指定管理者の導入の適否を審査すること。
- (2) 指定管理者の選定に関すること。
- (3) 指定管理者からの事業報告の確認に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 企画担当部長
- (3) 総務担当部長
- (4) 財政担当部長
- (5) 対象施設担当部長
- (6) その他必要に応じて学識経験のある者

2 委員に事故があるときは、その職務を代理する者が委員会に出席することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。委員長は副市長をもって充て、副委員長は、委員長の指名する者を充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて、会議に関係職員の出席を求め、意見を聴くものとする。

(審査及び選定の基準)

第7条 第3条第1号に規定する審査の基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者による施設管理が可能であること。
- (2) 施設利用者のサービス向上が図られること。
- (3) 管理経費の縮減が図られること。
- (4) 施設に配置されている職員の処遇について適切な対応が図られること。
- (5) 指定管理者の候補者となる法人その他の団体があること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

2 第3条第2項に規定する選定の基準は、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年流山市条例第27号）に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の候補者の経営状況
- (2) 指定管理者の候補者の事業実績
- (3) 事業計画及び収支計画書の内容
- (4) 施設管理受託への意欲及び熱意
- (5) 施設管理の安全性への配慮
- (6) 施設利用者への対応
- (7) その他必要な事項

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画担当課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年8月18日から施行する。